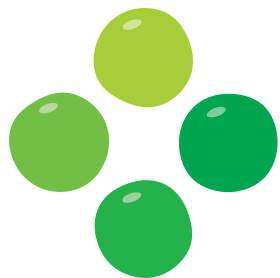


プラスで備えて安心



# アフラック少短の 医療保険 ひろげる

**Aflac** アフラック生命グループ

正式名称：総合医療保障保険

契約年齢

満40歳～満75歳

アフラック少額短期保険株式会社の保険は、1被保険者あたり1証券のみご契約いただけます。すでにアフラック少額短期保険株式会社の保険に加入している場合は、お申込みいただけません。

医療保険をご加入中の方へ

一時金の保障を  
追加することで、  
より手厚い保障を  
備えられます。

<引受少額短期保険業者>

**Aflac**  
アフラック少額短期保険

〒182-8006 東京都調布市小島町2丁目33番地2 アフラックスクエア  
URL <https://www.aflac-asi.co.jp/>

各種お問い合わせ・ご相談ならびに苦情について

**0120-558-075**

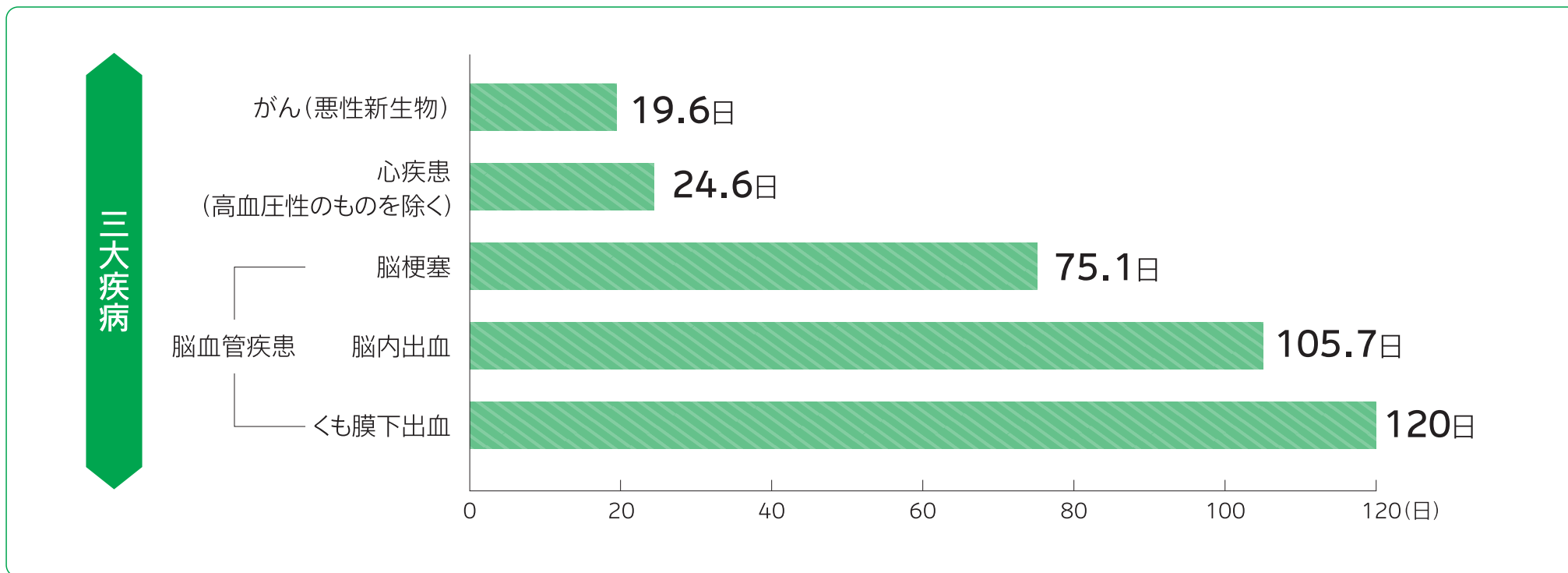
月曜日～金曜日 9:00～18:00 ※祝日・年末年始を除きます。

この「パンフレット」は記載の保険の概要を説明しています。

ご契約の際には「**契約概要**」「**注意喚起情報**」「**その他重要事項**」「**約款**」を必ずご確認ください。

■ **三大疾病の入院は、長期にわたる**場合があります。

▶ 退院患者の平均在院日数(\*)



(\*) 厚生労働省「令和2年 患者調査」をもとにアフラック少額短期保険株式会社作成

## 2 つの特長と保障内容

### 特長1 保障

がん(悪性新生物)と診断されたときや  
心疾患や脳血管疾患で  
手術または入院をしたときに  
一時金をお受け取りいただけます。

### 特長2 保険料

お手頃な保険料水準で  
ご加入いただけます。  
例えば、50歳で月々約1,000円の  
保険料を実現しました。

**保障内容** 「アフラック少短の医療保険ひろげる」の1保険期間のすべての給付金を通算した支払限度額は80万円です。  
詳しくは「契約概要」をご確認ください。

	給付金名	支払事由	支払限度	追加保障プラン
三大疾病	三大疾病一時金	がん(悪性新生物)と診断確定されたときや 心疾患・脳血管疾患による所定の入院 または手術をしたとき	1回限り	80万円
				保険期間1年 (満79歳まで) 自動更新(*)

支払事由などの詳細は「契約概要」「約款」をご確認ください。

(\*)更新後の保険料は、更新時の被保険者の満年齢・保険料率によって決まります。

**⚠️ 三大疾病一時金のがん(悪性新生物)の保障開始まで、3か月の待ち期間(保障されない期間)があります。**

# 高額療養費制度について

高額療養費制度とは、公的医療保険制度のひとつです。

同一月(1日から月末まで)にかかった医療費の自己負担額が高額になった場合、一定の金額(自己負担限度額)を超えた分が支給される制度です。治療費は、高額療養費制度から支給される金額を考慮して、準備しておくとう合理的です。

※2024年2月現在の公的医療保険制度に基づいて記載しています。詳細は、厚生労働省のホームページをご確認ください。

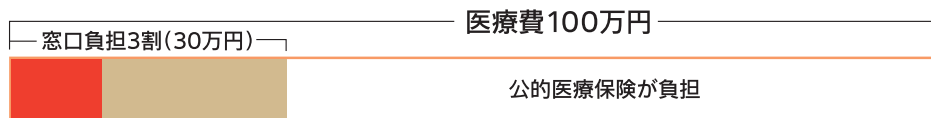
## 69歳以下の場合

例 40歳 女性  
(所得区分②の場合)



1か月で100万円の  
医療費がかかった場合

自己負担額は **87,430円**



自己負担  
87,430円(\*1)

高額療養費制度から支給  
212,570円

(\*1) 所得区分は②のため、 $80,100円 + (1,000,000円 - 267,000円) \times 1\% = 87,430円$

所得区分	ひと月の自己負担限度額(世帯ごと)	4回目からの自己負担限度額(*2)
① ~年収 約370万円	57,600円	44,400円
② 年収 約370万円 ~約770万円	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
③ 年収 約770万円 ~約1,160万円	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1%	93,000円
④ 年収 約1,160万円~	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1%	140,100円
⑤ 住民税非課税者	35,400円	24,600円

(\*2) 同一世帯(同じ健康保険に加入している方に限ります)で1年間(直近12か月)に3回以上高額療養費が支給された場合は、「多数回該当」となり4回目以降の自己負担限度額が軽減されます。

(\*4) 住民税非課税世帯のうち、所得区分⑤に該当しない世帯を指します。

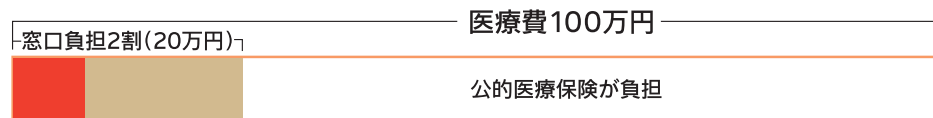
## 70歳以上の場合

例 72歳 男性  
(所得区分①の場合)



1か月で100万円の  
医療費がかかった場合

自己負担額は **57,600円**



自己負担  
57,600円(\*3)

高額療養費制度から支給  
142,400円

(\*3) 所得区分は①のため、57,600円

所得区分	ひと月の自己負担限度額		4回目からの自己負担限度額(*2)
	外来(個人ごと)	(世帯ごと)	
① 年収156万円 ~約370万円	18,000円 [年間上限144,000円]	57,600円	44,400円
② 年収370万円 ~約770万円	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1%		44,400円
③ 年収 約770万円 ~約1,160万円	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1%		93,000円
④ 年収 約1,160万円~	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1%		140,100円
⑤ 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)	8,000円	15,000円	15,000円 (多数回該当なし)
⑥ 住民税非課税世帯(*4)	8,000円	24,600円	24,600円 (多数回該当なし)

## オンライン 医療相談サービス

相談料 **無料**

ご利用できる方 | ご契約者様

提供：(株)メディカルノート

専用アプリから  
ログイン



### オンライン医療相談サービスに 関する注意事項

- このサービスは、(株)メディカルノートが提供するサービスであり、アフラック少額短期保険株式会社の保険契約に基づく保障として提供されるサービスではありません。
- 相談の回答はあくまでも一般的な健康や医療に関する情報提供を目的としており、診療行為その他医療行為を提供するものではありません。
- ご加入いただいている医療保険のご契約が有効である場合にご利用いただけます。医療保険のご契約が終了している場合、または失効している場合はご利用いただけません。
- このサービスのご案内は2024年4月時点のものです。将来予告なく変更もしくは中止される場合があります。
- 詳しくはお申込み完了後にご案内するマイページをご確認ください。

専門医を中心とした医療チームに、病気や身体に関する様々な悩みを月10回まで無料でご相談いただけます。一つのご相談に対しては何度でも追加質問ができますので、納得のいくまでご相談が可能です。

- ・「パンフレット」に記載の保障内容などは2024年4月現在のものです。
- ・「契約概要」「注意喚起情報」「その他重要事項」「約款」は商品内容やご契約に関する大切な事項を記載しています。“お支払いできない場合”や“新たな保険契約への乗換えやご契約の見直し”に関する注意点など、お客様にとって不利益となることも記載していますので、必ずご確認ください。

### お申込みに関するお問い合わせは

<募集代理店> (アフラック少額短期保険株式会社は代理店制度を採用しています)

当代理店はお客様と引受少額短期保険業者の保険契約締結の媒介を行うもので、告知受領権や保険契約の締結の代理権はありません。